

入札説明書

令和6年米沢市公告第9号に基づく入札については、米沢市契約規則（昭和53年米沢市規則第5号。以下、「契約規則」という。）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年4月15日（火）

2 条件付き一般競争入札（事前審査型）の参加資格確認に必要な書類

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加願書（契約規則様式第2号 第16条関係）
- ② 業務経歴書（別添様式第1号）

(2) 提出期限 令和7年4月30日（水）午後4時まで

(3) 提出場所 米沢市金池三丁目1番14号 置賜総合文化センター4階
米沢市教育委員会 教育指導部 学校教育課

(4) 提出方法及び部数

① 方法 持参又は郵送により提出

持参の場合 土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前9時から正午までと午後1時から午後4時までとする。

郵送の場合 簡易書留郵便とし、上記期限まで必着のこと。（封筒には、「一般競争入札参加願書在中」と朱書き願います。）

② 部数 各1部

(5) 入札参加資格確認結果の通知

申請書及び確認資料の提出があった者には、令和7年5月2日（金）までに次に掲げる事項を記載した入札参加資格通知書（別添様式第2号又は第3号）を送付する。

- ① 入札参加資格を有すると認めたものに当たっては、入札参加資格がある旨
- ② 入札参加資格を有しないと認めたものに当たっては、入札参加資格が無い旨及びその理由

(6) その他

- ① 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- ② 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- ③ 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に、申請者に無断で使用することはしない。
- ④ 提出された申請書及び確認資料の返却はしない。
- ⑤ 入札参加資格が無いと認められた者は、令和7年5月12日（月）午後4時までに、入札参加資格が無いと認められた理由について、別添様式第4号により説明を求めることができる。

3 入札条件

- (1) 本件入札に関し入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）は、契約規則に定めるもののほか、本件に定めるところによる。
- (2) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参せなければならない。この場合、入札書の記名押印は委任状に記載されている受任者名及び使用印鑑とする。

- (3) 入札参加者又は、入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「令」という。）167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (5) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 委任状を持参しない代理人の入札
 - ③ 入札書に記名押印のない入札
 - ④ 金額を訂正した入札
 - ⑤ 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
 - ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
 - ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札をした者は、入札後、現場状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (8) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (9) 入札書は、米沢市契約規則第19条の規定により、別紙様式第3号によること。
- (10) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするもので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 「資本関係」、「人的関係」に該当する者の行った入札は、入札参加資格を有しない者の行った入札として、無効とする。

4 入札方法等

(1) 入札等

- ① 入札参加者は、公告に示した時刻までに入札会場に入場し、入札執行者の指示により、入札書（入札書（契約規則様式第3号）に所要の事項を記載し、記名押印のうえ、入札者の社名等を記した封筒に入れる。）を入札箱に投入するものとする。
- ② 入札に参加しようとする者は、入札の執行に先立ち、入札参加資格があると認められた旨の通知書（入札参加資格確認通知書）又はその写しを係員に提示しなければならない。
- ③ 入札者が1者となった場合は、その1者の入札は有効とする。
- ④ 入札金額には、見積もった履行期間（5年）の契約希望総額の110分の100に相当する金額を記載してください。

(2) 入札の辞退

一般競争入札参加願書の提出後において入札参加を辞退する場合は、入札執行前にあつては、入札辞退届（帳票登録：契検 021）を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（書留で入札の前日までに到達する者に限る。）して行う。

入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(4) 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低金額をもって入札した者を落札者とする。

(5) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うが、規則第 19 条第 2 項により再度入札は 1 回を限度とする。

(6) 再度入札後の随意契約

再度入札の開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときで、令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により直ちに随意契約とし、見積合わせを行う。

(7) 同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(8) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、契約規則第 5 条の規定による。

(9) 契約書等の提出

契約書を提出する場合においては、落札者は、落札決定の翌日から 5 日以内に、これを契約担当者等に提出しなければならない。ただし、契約担当者等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

なお、落札者が上記に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者は、その効力を失う。

(10) 異議の申立

入札をした者は、入札後、仕様書、契約書（約款も含む）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 契約担当課

米沢市金池三丁目 1 番 14 号 置賜総合文化センター 4 階

米沢市教育委員会 教育指導部 学校教育課

電 話 0238-22-5111（内線 7302）

F A X 0238-21-6925

電子メール gakkou-ka@city.yonezawa.yamagata.jp